

低入札価格調査制度の概要（令和5年4月1日施行）

〈 調査基準価格の算定 〉

下記（１）～（４）の合計額

- （１） 直接工事費 10分の9.7
- （２） 共通仮設費 10分の9
- （３） 現場管理費 10分の9
- （４） 一般管理費等 10分の6.8

調査基準価格を下回る入札があった場合、低入札価格調査（下記①～③）を行う。

① 失格判断基準調査（総合評価落札方式を適用する工事の場合は実施せず。）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていると失格。

ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。

② 簡易調査

（１）入札価格に基づく純工事費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の純工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.5（調査対象者数に応じて10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。

（２）入札価格に基づく現場管理費（電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。）が設計上の現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.5（調査対象者数に応じて10分の9.5から10分の9.9の範囲内で当該係数が変動）を乗じて得た額以上であること。

（３）技術者の増員配置ができること。

③ 詳細調査（総合評価落札方式を適用する工事のみ。）

失格判断基準調査

- ・下回る場合 ⇒ 失格（調査終了。次順位者以降について低入札価格調査を行う。）
- ・上回る場合 ⇒ 簡易調査（１）～（３）を実施

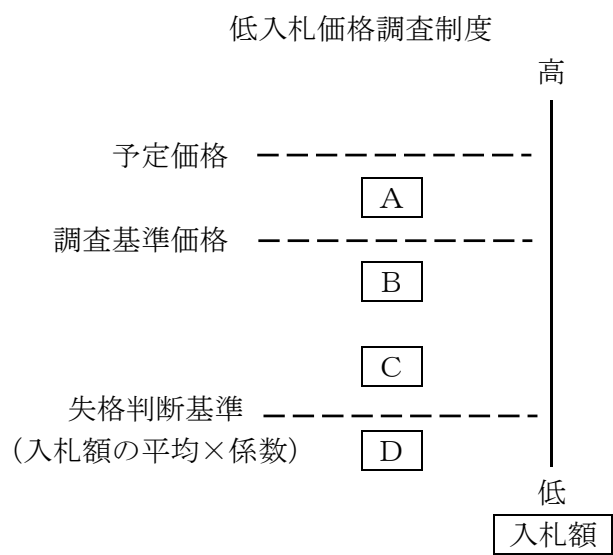


簡易調査（１）～（３）

- ・すべてを満たす ⇒ 落札者に決定
- ・（１）～（３）の内、満たさないものあり ⇒ 次順位者以降に簡易調査（１）～（３）を繰り返し、すべてを満たした者を落札者とする。

※ 失格判断基準調査及び簡易調査をもって低入札価格調査を終了する（詳細調査を行わない）場合は、審査会への報告を行わないものとしている。

< 制度イメージ図 >



A	B、Cの低入札価格調査の結果による。(B、Cが簡易調査失格の場合、落札。)
B、C	低入札価格調査(簡易調査)の結果による。(B、Cとも簡易調査(1)～(3)のすべてを満たす場合は、入札額の低いCが落札。)
D	低入札価格調査(失格判断基準)を下回るため失格。